特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人礎の石孤児院	事業年度	2023年4月1日~2024年3月31日
-----	-----------------	------	----------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動 促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金 額
正会員取会費	1,069,000円
賛助会員受取会費	786,500 円
受取寄付金	28,970,756 円
受取助成金	2,072,537 円
その他の収入(受取利息)	199 円
	н
	P
	円
	円
	P
	А
	円
	円
	P
合 計	32,898,992 円円

(2) 借入金の明細

	借	入	先		金	額
		- 亥当事項なし				円
Magazini Marana			(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	The state of the s		円
						円
Angue - and a distributed by the second seco		mm-am-yeliki Maddi Halifa Balanda Bala		MENTAL SERVICE representation des des des MANAGES SERVICES SERVICE		円
	合		計			円

(3)	その	411
1.77	7 07	ПI

該当事項なし				
<u> </u>	· 			
		 	·	

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引 及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ 第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		5,000,000 円	寄付金
		3,000,000 円	寄付金
		1,114,964 円	「世界の人々のための JICA 基金」活用事業 助成金
		1,000,000 円	寄付金
		972,000 円	寄付金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

(2) 3	費用の生する取り	1の上位5百		
E	氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
			13,458,658 円	ザンビア孤児院運営支援 ンコンベ地区 HIV 孤児支援
			10,164,327 円	カンボジア孤児院運営支援
			2,989,134円	フィリピンの子どもの支援 (教育支援、学用品支給、食料支 援)
			1,882,200 円	事務所家賃の支払
			543,642 円	ブラジル孤児院を設立運営するため の準備・リサーチ

19) 犯具 独身 歴度至しては実践争立はそれらの妻の	如佐年しか形計
(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の	税吹せてソ以り

イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関 係	渡	資産	のけ	容	譲年	月	渡日	譲	渡	価	格	その他の取引条件等
該当事項なし											-	円	
												円	
												円	
												円	

ロ 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸付日	対価の額	その他の取引条件等
該当事項なし				円	
				円	
				円 円	
				円	

ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		ニュースレター (月間) デザイン料 パンフレット デザイン料	2023年 4月1日 ~ 2024年 3月31 日	266,000 円	・月額 20,000 円 +至急対応加算額 3000 円(2 回) ・パンフレット制作 20,000 円
				円	
				円	
				円	

3 寄附者に関する事項 [④寄附者(役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏	名	寄	附	金	額	受領年月日
				2	51,200 円	2023年7月10日他
					円	
					円	
••					円	
					円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、口 給 与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者 (注1) (以下「役員等」という。) に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と 特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
 - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
 - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

		与の支給の状況(法人との関係	報酬・給与の		
氏 名	職名	(注2)	区分	支給期間等	支給金額
			給与	2023年4月1	1,200,000円
				日~2024年3	
				月 31 日	
			給与	2023年4月1	360,000 円
				日~2024年3	
				月 31 日	
			給与	2023年4月1	
				日~2024年3	
				月 31 日	
			給与	2023年4月1	
				日~2024年3	
				月 31 日	
			;		:
		-			
	 			-	

(注2) 注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間年月日~年月日

給	与	を	得	た	職	員	の	総	数	左	記	の	職	員	<i>إ</i> ك	対	す	る	給	与	総	額	
								C	人														0円

支出先の名称等	住 所	等	支出年月日	支 出 金 額	寄附の目的
			2023年 4月1日~ 2024年 3月31日 (毎月)	10,164,327 円	カンボジア孤児院の 運営資金の援助
			2023年 4月1日~ 2024年 3月31日 (毎月)	13,458,658 円	ザンビア孤児院の 運営資金の援助 ンコンベ HIV 孤児 支援
			2023年 4月1日~ 2024年 3月31日 (毎月)	2,989,134 円	フィリピンの孤児 の救済費用援助
				円	
	<u>-</u>			円	
				円	
				円	l
	L			円	
				円	
			合 計	26,612,119 円	

6 **海外への送金等に関する事項** [⑦海外への送金又は金銭の特出しを行った場合におけるその金額及び使途並びに その実施日]

実施日	使 途	金 額
2023年4月19日	フィリピンの孤児の救済費用援助	136,505 円
2023年5月17日	フィリピンの孤児の救済費用援助	146,168 ₽
2023年6月15日	フィリピンの子どもの就学支援(学費)のた	が 594,712 円
2023年6月21日	フィリピンの孤児の教済費用援助	136, 499 P
2023年7月28日	フィリピンの孤児の教済費用援助	136,432 F
2023年8月3日	フィリピンの子どもの就学支援(学費)のた	が 565,721 F
2023年8月23日	フィリピンの孤児の救済費用援助	136,432 F
2023年9月20日	フィリピンの孤児の救済費用援助	136,435 P
2023年10月25日	フィリピンの孤児の救済費用援助	156,468 F
2023年11月24日	フィリピンの孤児の救済費用援助	137,745 P
2023年12月28日	フィリピンの孤児の救済費用援助	135,660 F
2023年12月28日	フィリピンの子どもの就学支援(学費)のた	め 159,222 円
2024年1月19日	フィリピンの孤児の救済費用援助	137,156 P
2024年2月22日	フィリピンの孤児の救済費用援助	136,904 🛭
2024年3月22日	フィリピンの孤児の救済費用援助	137,075
2023年4月19日	カンボジアスタッフ支援費用	30,992 F
2023年4月20日	カンボジア孤児院の運営資金の援助	583,253 F
2023年5月17日	カンボジア孤児院の運営資金の援助	610,130 F
2023年5月17日	カンボジアスタッフ支援費用	31,106 F
2023年6月6日	カンボジアスタッフ支援費用	149,280 F
2023年6月15日	カンボジア孤児院の運営資金の援助	641,078 F
2023年7月3日	カンボジアスタッフ支援費用	70,000 円
2023年7月21日	カンボジア孤児院の運営資金の援助-1	51,000 F
2023年7月21日	カンボジア孤児院の運営資金の援助・2	588,3 90 F
2023年7月21日	カンボジアスタッフ支援費用	50,000
2023年8月14日	カンボジア孤児院の運営資金の援助-1	420,003 F

•	2023年8月14日	カンボジア孤児院の運営資金の援助-2	338,453 円
	2023年8月14日	カンボジア孤児院の運営資金の援助-3	43,903 円
	2023年10月25日	カンボジア孤児院の運営資金の援助	649,287 円
	2023年10月25日	カンボジアスタッフ支援費用	50,056 円
	2023年11月22日	カンボジアスタッフ支援費用	32,000 円
	2023年11月22日	カンボジア孤児院の運営資金の援助	798,830 円
	2023年12月21日	カンボジアスタッフ支援費用	30,000 円
	2023年12月21日	カンボジア孤児院の運営資金の援助	583,157 円
	2023年12月21日	カンボジア孤児院運営資金(車購入)の援助	1,161,639 円
	2024年1月19日	カンボジア孤児院の運営資金の援助	624,513 円
	2024年2月25日	カンボジア孤児院運営資金(車購入)の援助-1	100,735 円
	2024年2月25日	カンボジア孤児院運営資金(車購入)の援助・2	521,390 円
	2024年2月25日	カンボジア孤児院の運営資金の援助-1	509,024 円
	2024年2月25日	カンボジア孤児院の運営資金の援助-2	62,825 円
	2024年2月25日	カンボジア孤児院の運営資金の援助-3	107,800 円
	2024年3月22日	カンボジア孤児院の運営資金の援助	641,710 円
	2024年3月25日	カンボジア孤児院運営資金(車購入)の援助	615,853 円
	2023年4月20日	ザンビア孤児院の運営資金の援助	363,149円
	2023年4月28日	ゆうちょ財団助成金(ザンビア HIV 孤児支援)	250,000 円
	2023年4月28日	ザンビア孤児院の運営資金の援助	1,064 円
	2023年5月12日	ゆうちょ財団助成金(ザンビア HIV 孤児支援)	250,000 円
	2023年5月12日	ザンビア孤児院の運営資金の援助	1,016 円
	2023年5月17日	ザンビアスタッフ支援費用	50,000円
	2023年5月17日	ザンビア孤児院の運営資金の援助	321,069 円
	2023年5月31日	ザンビア孤児院の運営資金の援助	135,970 円
	2023年6月6日	ザンビア孤児院の運営資金(車購入)の援助	2,001,027 円
	2023年6月15日	ザンビア孤児院の運営資金の援助・1	255,966 円
	2023年6月15日	ザンビア孤児院の運営資金の援助-2	45,000円
	2023年7月13日	JICA 基金助成金(ザンビア HIV 孤児支援)	115,287 円
	L	J	<u> </u>

2023年7月13日	ザンビア孤児院の運営資金の援助	301,044 円
2023年7月13日	ザンビア学校の運営資金の援助・1	107,500 円
2023年7月13日		92,500 円
2023年7月13日	ザンビアスタッフ支援費用	30,000 円
2023年7月15日	ザンビアスタッフ支援費用	101,062 円
2023年8月18日	ザンビアスタッフ支援費用	16,000 円
2023年8月18日	ザンビア孤児院の運営資金の援助	297,428 円
2023年8月28日	ザンビア孤児院の運営資金の援助	51,003 円
2023年9月4日	ザンビアスタッフ支援費用	584,767 円
2023年9月20日	ザンビア学校の運営資金の援助	310,997 円
2023年9月20日	ザンビアスタッフ支援費用	5,886 円
2023年10月6日	ザンビア孤児院の運営資金の援助	83,784 円
2023年10月16日	ザンビア孤児院の運営資金の援助	303,318 円
2023年10月23日	ザンビア学校の運営資金の援助	2,167,447 円
2023年11月22日	ザンビア孤児院の運営資金の援助	300,993 円
2023年12月6日	ザンビアスタッフ支援費用	89,043 円
2023年12月21日	ザンビアスタッフ支援費用	30,000 円
2023年12月21日	ザンビア孤児院の運営資金の援助	299,791 円
2024年1月22日	ザンビア孤児院の運営資金の援助	289,654 円
2024年1月22日	ザンビアスタッフ支援費用	10,957 円
2024年1月22日	ザンビア学校の運営資金の援助	213,826 円
2024年1月22日	ゆうちょ財団助成金(ザンビア HIV 孤児支援)	407,573 円
2024年1月29日	ザンビア学校の運営資金の援助	250,927 円
2024年2月5日	ザンビアスタッフ支援費用	400,929 円
2024年2月8日	 ザンビア孤児院の運営資金の援助 	900,968 円
2024年2月21日	 ザンビア孤児院の運営資金の援助 	397,968 円
2024年2月21日	 ザンビアスタッフ支援費用	20,000 円
2024年2月26日	JICA 基金助成金(ザンビア HIV 孤児支援)	730,175 円
2024年3月22日	ザンビア孤児院の運営資金の援助	414,174 円
2024年3月31日	JICA 基金助成金(ザンビア HIV 孤児支援)	269,502 円
	<u> </u>	

2023年4月20日	ブラジル孤児院運営準備	48,000 円
2023年5月18日	ブラジル孤児院運営準備	57,000 円
2023年6月22日	ブラジル孤児院運営準備	48,000 円
2023年7月26日	ブラジル孤児院運営準備	48,000 円
2023年8月23日	ブラジル孤児院運営準備	48,000 円
2023年9月20日	ブラジル孤児院運営準備	88,000 円
2023年10月25日	ブラジル孤児院運営準備	48,000 円
2023年11月21日	ブラジル孤児院運営準備	48,000 円
2023年12月21日	ブラジル孤児院運営準備	33,400 円
2024年1月16日	ブラジル孤児院運営準備	33,242 円
2024年3月20日	ブラジル孤児院運営準備	35,000 円
		
••••		
	2023年5月18日 2023年6月22日 2023年7月26日 2023年8月23日 2023年9月20日 2023年10月25日 2023年11月21日 2023年12月21日	2023年5月18日 ブラジル孤児院運営準備 2023年6月22日 ブラジル孤児院運営準備 2023年7月26日 ブラジル孤児院運営準備 2023年8月23日 ブラジル孤児院運営準備 2023年9月20日 ブラジル孤児院運営準備 2023年10月25日 ブラジル孤児院運営準備 2023年11月21日 ブラジル孤児院運営準備 フラジル孤児院運営準備 フラジル孤児院運営準備 フラジル孤児院運営準備 フラジル孤児院運営準備 フラジル孤児院運営準備

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人礎の石孤児院	チェック 欄
	織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること	1

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- 二 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

	項目	役員数	最も人数が多い 「親族等」のグル 一プの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法 人の役員又は使用人である 者及びこれらの者の親族 等」のグループの人数	割合 ④÷ ①
区	9	1	2	3	4	6
a	2023年4月1日~2024年3月31日	9人	0人	0%	0人	0%
Ф	年月日~年月日	人	· 人	%	Д	%
©	年月日~年月日		ر ر	%	人	%
@	年月日~年月日	人	人	%	人	%
(e)	年月日~年月日	人	人	%	.	%
Ð	年月日~年月日	人	人	%	人	%
申	請時	人	,	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転配してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

各社員の表決権が平等である	a	(b	©	a	e	Ð	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はいいた	はい ・ いいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい	はい

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添 付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

項	目	<u>a</u>	(b)	©	(D)	e	①	申請時
会計について公 <mark>認会計士</mark> ている	又は監査法人の監査を	受けしいいえ	はい・・・いいえ	はい ・ いいえ	はいいた	はい	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引 を青色申告法人に準じて		はいいない	はいいえ	はい・・・	はいいな	はいいな	はいいえ	はい ・ いいえ
動数当する項目をOで組 こ	明み、監査証明書又は	第3表付表2「	援奪組織の	状況」を変	対してく	ださい。		
項	目	(a)	1 D	©	@	e	Ð	申請時
費途が明らかでない支出	がある、帳簿に虚偽の	記有任無	有・無	有・無	有・無	有・無	有•無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員の状況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 礎の石孤児院	a	6	©	@	e	申請時
役 員 数		9人	人	人	٨	人	人
(1) · 人	最も人数が多い「親族等」 のグループの数	0人	人	人	人	人	人
使	最も人数が多い「特定の法人の役員又は 用人である者並びにこれらの者の親族 」のグループの人数	0人	人	人	人	人	ک

役員の内訳												
			続柄	就任等の状況								
氏 名	住 所	職名	等	a	©	©	@	e	申請時	就任・退任 年月日		
北野 直人		理事		0						2004年 5月15日 就任		
木原 真		理事		0						2001年 12月14日 就任		
秋元 俊人		理事		0				•		2001年 12月14日 就任		
真境名 歩		理事		0			*******			2004年 5月15日 就任		
小野島 正彰		理事		0						2008年 5月10日 就任		
弓野 正道		理事		0			*		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	2012年 6月2日 就任		
永藤 義明		理事		0						2012年 6月2日 就任		
小林 直樹		監事		0						2018年 6月2日 就 任		
杉澤 公夫		監事		0						2018年 6月2日 就任		

(注意高项)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

法人名 特定非営利活動法人 礎の石孤児院										
伝 票	又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間						
仕訳日記帳	rec ^c	会計ソフト (会計王) 使用 ルーズリーフ	都度	10年						
総勘定元帳	i č	会計ソフト (会計王) 使用ルーズリーフ	都度	10年						
寄付金一覧	表	マイクロソフト (アクセス) 使用	都度	10年						
		ルーズリーフ								
										

(記載要領)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人一礎の石孤児院	f=y// 標					
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							
ノ皇教	が活動又は政治活動等を行っていないこと	'					

- 口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人 と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人 の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上 記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

1 **@ e** 申請時 (C) 項 (a) **(b)** 宗教の教義を広め、儀式を行い、及 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 び信者を教化育成する活動 政治上の主義を推進し、支持し、又 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 はこれに反対する活動 特定の公職の候補者若しくは公職に 有・無 有・無 有・無 有·無 有・無 有・無 ある者又は政党を推薦し、支持し、 又はこれらに反対する活動

口

項 目	a	6	©	@	e	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有·無	有·無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産の その譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の 譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の 譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有·無	 有·無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営 に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)(ハ及び二)」の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名 特定非営利活動法人礎の石孤児院 テェック欄 5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれ をその事務所において閲覧させること

- イ 特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 (個人の住所又は 居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他
 - 一定の事項等を記載した書類
- へ 助成の実績を記載した書類

*閲覧に ① イ ② ③ ※	以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) 役員名簿 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し) いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの
1 2 3 *	役員名簿 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し) いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの
	認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
ハ 寄	附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
二前	事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
1) 2) 3) 4 5)	の事項を記載した書類 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれの者と特殊の関係のある者との取引 ・ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその附金の額及び受領年月日 ・ 役員等に対する報酬又は給与の状況

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人礎の石孤児院

認定基準等チェック表 (第6表)

チェック欄 6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第 29条の規定により所轄庁に提出していること 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無 **(e) ①** (a) **(b)** (C) **a** 有 · 無 有 · 無 有 · 無 有 · 無 有 • 無 有·無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと

チェック欄

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無

	a			(b)			©		@		e		(f)		申請時					
有		(#)	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無

注・認定基準等チェック表 (第7表) は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及 び添付する必要があります。

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること										チェック欄
事業年度	月	日~	月	B	設立年月日	平成	年	月	月	

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表) は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法 第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

		欠格事田チェック表		
ì	去人名	特定非営利活動法人礎の石孤児院		チェック欄
大1 234 1	一窓は イーコート 二十二十二十二二十二二十二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当 、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特別 合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過 個以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日に にまり、刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日には暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違いに処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年に力団の構成員等 (は2) に以は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 に又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 に又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 に又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 に以は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 に対している法人 に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	列認定を 活動な5年 しい	取り消され の を経過しな 等に者 しな は は い る と は い る と は い る と は い る と は は は は は は は は は は は は は は は れ く は れ く れ く
6	次の	いずれかに該当する法人		
	イ 暴 コ 暴	まプロ よ力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		
Γ	1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
	7	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定 を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特 定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその 取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・	(#)
	п	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5 年を経過しない者の有無	有・	(B)
	^	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・	(#)
	-	暴力団の構成員等の有無	有・	(#)
	2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はいく	ルセ
	3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はいく	いな
	4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人	はいく	, W. 12
	新村書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を 「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を (注1)その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付する (注2)役員報酬規程等提出書には添付不要	添付するこ	
Γ	5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	itive i	いいえ
_ _	_	Vicas Alla L.) verbyle day Vicini		
	6 イ	次のいずれかれに該当する法人	itin (WYZ
1	17		はいる	